

○宮崎大学工学部規程

令和3年3月25日  
制 定

改正 令和4年9月29日 令和6年3月7日

(趣旨)

第1条 宮崎大学工学部(以下「本学部」という。)の教育に関しては、宮崎大学学務規則(以下「学務規則」という。)及びその他学内規則等に定めるもののほか本規程によるものとする。

(目的)

第2条 本学部は、宮崎県唯一の工学系学部として、「宮崎に根ざし世界に目を向けた工学部」を目標に、今後ますます進展する高度な科学技術に挑戦し、創造することができる人材の育成を目的とする。

(教育組織)

第3条 本学部は、次の学科及びプログラムを置く。

工学科

応用物質化学プログラム  
土木環境工学プログラム  
応用物理工学プログラム  
電気電子工学プログラム  
機械知能工学プログラム  
情報通信工学プログラム

(教養教育科目及び履修方法等)

第4条 教養教育科目は、宮崎大学基礎教育科目履修規程で開設する授業科目を履修しなければならない。

2 授業科目の種類、単位数、履修方法、受講及び試験に関しては、学び・学生支援機構の定めるところによる。

(専門科目及び履修方法等)

第5条 本学部の専門科目の授業科目の種類、単位数、履修方法、受講及び成績評価に関しては、別に定めるところによるものとする。

(単位の計算方法)

第6条 学務規則第23条第1項の規定に基づく本学部の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及びセミナーについては、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び製図については、45時間の授業をもって1単位とする。

(単位数の上限)

第7条 学務規則第16条第2項の規定に基づく本学部の単位数の上限は、半期で25単位とする。ただし、集中講義の科目等は上限単位数に含めない。

2 前学期に18単位以上履修し、かつ学期GPAが3.0以上の修学の良い学生に対しては、次期の履修申請の際に30単位まで申請することができるものとする。

(卒業所要単位)

第8条 卒業に要する単位数は、別に定めるところにより教養教育科目36単位以上、専門科目92単位以上の計128単位以上を修得しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に本学部に入学者及び令和4年度以前に編入学者又は編入学者の科目の履修方法及び卒業所要単位等は、本規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に本学部に入学者及び令和7年以前に編入学した者又は編入する者の科目の履修方法及び卒業所要単位等は、本規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。